

(別紙)

諮問番号：平成29年度諮問第43号

答申番号：平成29年度答申第45号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

次の事情を顧みずになされた原処分（特別児童扶養手当資格喪失処分）は、違法、不当である。

- (1) 診断書では発達障害関連症状が軽度とされているが、会話において親が言葉を補足し、説明を付け加える必要があり、相手に伝わらない時がある。
- (2) 友達との複雑な決め事や色々な約束ができず、休日は家族と過ごしている。
- (3) 学校行事の内容や弁当の有無、持ち物などを本人に聞いてもあいまいで、学校便りや直接先生に確認しないと分からないなど理解力に欠ける。
- (4) 暑くても長袖でいたり、部屋の窓を開けず過ごしたり、春先は暑くてもストーブを消さないなど、服装や温度管理において細かな指導が必要である。

2 処分庁の主張の要旨

- (1) 処分庁は、嘱託医師の判定を得て、診断書により、「知能障害等」及び「発達障害関連症状」があるが、「発達障害関連症状」のいずれもが「軽度」とされていること、「精神症状」及び「問題行動及び習癖」がないこと、「日常生活能力の程度」はすべて自立とされていること、「要注意度」が「随時一応の注意が必要」とされていること等から、政令別表第3に定める障害の状態に該当しないと認定した。
- (2) 障害の認定は、特別児童扶養手当認定診断書によることとされ、審査請求人の主張からも日常生活における援助が一定程度必要であることは理解するが、診断書には、審査請求人の主張に関する記載はなく、また、診断書の内容からは、日常生活への適応に当たっての援助の内容が、知的障害及び発達障害2級に該当する程度までということとはできない。

第3 審理員意見書の要旨

- 1 原処分は、特別児童扶養手当認定診断書に基づき、処分庁の嘱託医師の審査判定も得て総合的に判断した上で行われており、法令等の規定に従い、適正に

行われたものであるから、違法、不当な点は認められない。

2 審査請求人は、対象児童に係る個別の事情を挙げ、そうした事情を顧みずになされた原処分は、違法、不当であると主張している。

しかし、審査請求人の主張する事情のうち、会話に周囲の補足、説明を要すること、友達と約束等ができないこと、理解力に欠けることについては、診断書に記載された内容か、相応のものと認められ、原処分は、こうした診断書の記載内容に基づき、嘱託医師の審査判定も得て、総合的に判断した上で行われている。

また、審査請求人の主張する事情のうち、服装や温度管理において細かな指導が必要なことについて、診断書に記載がなく、障害の程度の認定が特別児童扶養手当認定診断書の記載内容によって行われるものである以上、診断書に記載のないものへの考慮がなされていないことをもって、原処分を違法、不当ということとはできない。

なお、仮に、審査請求人が主張する事情があったものとして、診断書の内容を総合的に判断した場合、服装や温度管理の指導の内容は、声かけ又は見守りの程度であり、また、特段の不適切な行動は窺われないことから、2級の障害の状態に該当するとまではいえない。

3 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、また、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、本件審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

平成29年12月6日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月20日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

特別児童扶養手当の支給に係る精神の障害の程度は、認定基準によれば、その原因、諸症状、治療及びその病状の経過、具体的な日常生活状況等により、総合的に認定するものとされており、具体的には、特別児童扶養手当認定診断書に基づいて処分庁の嘱託医師が行った障害判定結果を受けて、処分庁が行うこととなる。

そこで、同診断書をみると、「自閉的な認知傾向」があり、IQは46の「中度」とされ、精神医学的総合判定は「社会生活には著しい支障をきたしている」として「中度」とされているものの、発達障害関連症状としての「相互的な社会関係の質的障害」、「言語コミュニケーションの障害」及び「限定した常同的で反復的な関心と行動」はいずれも「軽度」とされ、精神症状、問題行動及び習癖はみられず、日常生活能力の程度は全て「自立」とされ、身辺自立しているほか、要注目度も「随時一応の注意が必要」とされるにとどまり、それらの記載からは、

特段の不適切な行動と認められる事情は窺われず、また、食事や身の回りのことなどの基本的な行為に援助を要し、日常生活が著しい制限を受ける状態にあるとまでは認められない。

なお、審査請求人は診断書に記載されていないとして、前記第2の1に掲げる事情がある旨主張するが、こうした事情を考慮したとしても、障害等級2級に該当する状態にあるとまでは認められない。

こうした事実関係に基づき、精神の障害に係る認定基準に照らして総合的に判断すると、対象児童について障害等級2級に該当するとまではいえないとした嘱託医師の判定とそれを受けて原処分を行った処分庁の判断には、いずれも違法、不当な点は認められないというべきである。

したがって、原処分には、これを取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続も適正なものと認められる。以上の点から、本件審査請求を棄却するべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員（会長） 岸 本 太 樹

委員 中 原 猛

委員 八 代 眞 由 美